

しょうがいのある方もない方も、チャンス・待遇は平等です。

# 障害者差別解消法

しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的としています(平成28年4月1日施行)。

**注意!** 障がいのある従業員、職員に対する事業主の義務については、障害者雇用促進法(P44～P45)が適用されます。

## この法律で禁止している「障がいを理由とする差別」とは?

### ① 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

#### 【例】

- お店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。
  - アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えたと、障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。
  - スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断られた。
- ※正当な理由があり、その対応がやむを得ないときは、不当な差別になりません。

### ② 合理的配慮の不提供

障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。

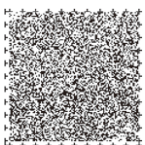
#### 【例】

災害時の避難所で、聴覚障がいのある方がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

申込手続きを行う際に、視覚障がいがあるため必要事項を把握して、自筆で記入することが難しい。

**例えば...** ホワイトボードなどに連絡事項を書くようにする。

**例えば...** 店員が内容を読み上げる、記入欄に代筆をする。



目の不自由な方のための音声コード



## 「障がいを理由とする差別」を解消するための措置

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(※1)		法的義務(※2) 合理的配慮を行わなければなりません。

※1 個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含まれます。

※2 法改正により、令和6年4月1日から民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

## 合理的配慮の提供とは ～建設的な対話が重要です～

障がいのある方とない方の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整を行ったり、サービスを提供したりすることを「合理的配慮」といい、人によって、状況によって、必要な配慮はさまざまです。お金がかかりすぎる場合など、その負担が過重な場合は対応できないことがあります。建設的な対話を通して、一緒に代替案を考えていくことが重要です。

### 合理的配慮について詳しくはこちら▶

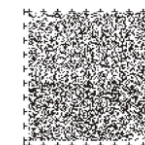
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。内閣府が公開している「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」では、障害者差別解消法の概要や、障がいの特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例などが紹介されています。



参考/内閣府「障害者差別解消法リーフレット」「障害者差別解消法リーフレット(わかりやすい版)」、日本障害フォーラム『「障害者差別解消法って何?」パンフレット』



目の不自由な方のための音声コード